

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 192 回

鬱陶しい日が続きます。こんな時こそ自分の心の中に太陽を持ちましょう。元気が一番、負けてたまるか！！

すなわち経営者はまず自分が元気に率先垂範して行動し、お手本を従業員に示さなければ、結局従業員も実行しません。

「人を正しくせんとすれば、まず我を正しくせねばならぬ理なり」ですね！！

それでは真の経営者が心がけるべき「八つの姿」を学んで実行してください。そうすればあなたの会社には太陽の光が燦燦と降り注ぎます。

- ① 泰山きやうがくの身 → 何時どんな時でもあわてず、山のようにどっしりとしていること
- ② 海潤天空きやくの腹 → 何ものにもこだわらない包容力を持つこと
- ③ 和風甘雨の色 → 和やかで、甘く柔らかな雨のような顔色をしていること
↓
この人なら一緒に行動しようと思いますね
- ④ 日照月臨にじつげつりんの目 → キラキラと輝き、澄んだ目をしていること
希望の源ですね
- ⑤ 施乾せかん転坤てんこんの手 → ふくよかな手は、接する人を安心させます
- ⑥ 磐石ばんじやく砥柱ちちゆうの足 → 激流の中にあってもビクともしない足の人
大地に足をしっかりつけて、的確な方針を出す人
- ⑦ 臨深りんしん覆薄ふくはくの心 → 注意が行き届き、どんな微細なことでも見逃さない心の持ち主
→ 真に大事ですね
- ⑧ 玉潔ぎよつ氷清ひようせいの骨 → 玉のごとくに潔く、氷のごとく澄んで清らかな骨を持つ人

さあ、あなたの風格は上のいくつ持ってみえますか。逆に言えばこうした心構えを持つことが成功の条件かもしれませんね！！

前田の《今人生を語る》第 98 回 **めざめよ日本人**

現在の日本を覆う凄まじいばかりの価値観の崩壊や、心の荒廃は人間の精神形成よりも頭でっかちな知識主義に価値をおいた結果といっても過言ではないでしょう。そしてまた、物欲、金銭欲に惑わされて、自分を見失ってしまっている結果でもあると考えられます。自分を見つめ直し、初心に戻り、「一善事を発願すべし」ですね！！

この「一善事」は自分にとってよい事を実行することです。

たとえば禁煙、禁酒、佳書の読書。

こうやって自分自身を見つめ直し、向上させましょう！！

社宅等の取扱

松村英治

◇ 給与は、現金で支給するのが普通ですが、食事の現物支給や、自社商品の値引販売などのように、現金以外の経済的利益をもって支給するようなケースがありますが、このような経済的利益を現物給与といいます。今回は現物給与の中で、社宅等の取扱いについてご説明させていただきます。

(1) 使用人に対する社宅や寮等の貸与

$$\text{賃貸料 (月額)} = \frac{\text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額}}{3.3(\text{㎡})} \times 0.2\% + 12 \text{円} \times \frac{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}}{3.3(\text{㎡})} + \frac{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}}{3.3(\text{㎡})} \times 0.22\%$$

上記算式による賃貸料×50%≦使用人から徴収している賃貸料⇒課税されません

(2) 役員に対する社宅等の貸与

$$\text{賃貸料 (月額)} = \left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額} \times 12\% \left(\begin{array}{l} \text{木造家屋以外の家屋については} \\ 10\% \end{array} \right) + \text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額} \times 6\% \end{array} \right\} \times \frac{1}{12}$$

上記算式による賃貸料－役員から徴収している賃貸料⇒課税されます

他から借り受けた住宅の貸与

$$\left. \begin{array}{l} \text{使用者が支払う賃貸料} \times 50\% \\ \text{上記(1)、(2)による賃貸料} \end{array} \right\} \text{いずれか多い金額－役員から徴収している賃貸料} \Rightarrow \text{課税されます}$$

この他、貸与している住宅が小規模（木造 132 ㎡以下、木造以外 99 ㎡）な住宅の場合や、床面積が 240 ㎡を超える住宅（役員の場合）のケースには別途取扱いがあります。